

グアテマラ経済(2008年2月)

平成20年3月

在グアテマラ日本国大使館

『2月の主な動き』

- 消費者物価指数は前月比で 0. 69% 上昇、年率では 8. 76%、2008 年累積(1 月～2 月)では 1. 69% 上昇し、基礎的食料品バスケットの価格、基礎的生活バスケットの価格も、共に、先月記録した最高値を更新した。
- メアニー・エネルギー鉱山大臣は、毎月の電力消費量に基づく電気料金優遇政策を、一部改定することを発表した。
- カナダ資本ノヴァ・スコシア銀行は、グアテマラのアンティグア銀行を買収したと公表した。
- グアテマラ・パナマ自由貿易協定にかかる協議が終了し、コロン大統領とトリホス・パナマ大統領により署名された。
- 中米・EU連帯協定第 2 回交渉が開催され、関税撤廃スケジュールにかかる基本的な枠組に関する合意が形成された。

1. 主な経済指標

(1) 為替レート(中銀)

2 月のケツアル対ドル相場は 1 ドル = Q7.70 – 7.78 のレンジで推移。1 ドル = Q7.78 の月間最高値で始まり、月末に向けてケツアル高ドル安の傾向が進んだ。

(2) 消費者物価指数(国立統計院 INE)

2 月、消費者物価指数は前月比で 0. 69% 上昇、年率では 8. 76%、2008 年累積(1 月～2 月)では 1. 69% の上昇となった。なお、中銀は、2008 年のインフレ目標を 5. 5±1. 5% に設定している。

項目別では、食料品・飲料(アルコールを除く)・外食部門と運輸・通信部門のインフレが引き続き顕著で、それぞれ年率で 11. 59%、10. 28% の上昇を記録した。また、住宅関連費用部門が前月比 2. 44% の上昇を記録したが(年率で 9. 78%)、原因は電気代の高騰(前月比 8. 59% 上昇)に求められる。

基礎的食料品バスケット Canasta Basica de Alimentos(1世帯 5.38 人分のカロリーとタンパク質の摂取を満たす最低限の食料 26 品目)の価格は、前月比 Q42. 79(約 5. 54 米ドル)上昇し、Q1,730. 06/月(約 223. 81 米ドル)と、先月記録した過去最高値を更新した。また、基礎的生活バスケット(基礎的食料品バスケットに、生活に不可欠な財と最低限のサービスを加えたもの)の価格も、Q78. 08(約 10. 10 米ドル)上昇し、Q3, 157. 04/月(約 408. 41 米ドル)と、先月記録した過去最高値を更新した。

(3) 政策金利

20 日、国家金融審議会(JM)は、国内には引き続きインフレ傾向が認められるものの、許容の範囲にあり、民間セクターへの融資の減少等による国内経済の停滞を防ぐためにも、政策金利を 6. 50% に維持すると発表した。

(4) 貿易統計(中銀)

1月の輸出は 605. 0 百万米ドル(前年同月比 11. 2% 増)、輸入は 1, 146. 8 百万米ドル(前年同月比 4. 9% 増)で、貿易収支は 542. 8 百万米ドルの赤字(前年比 1. 37% 減)となった。

(5) 海外送金(中銀)

2月の海外送金は、前年同月(271. 9 百万米ドル)に比べ 46. 4 百万米ドル(17. 0%)多い 318. 3 百万米ドルに上った。また、2008 年 1 月から 2 月までの送金総額は 632. 9 百万米ドルで、前年同期(559. 0 百万米ドル)を 73. 9 百万米ドル(13.2%)上回った。

なお、2008 年 1 月から 2 月までの米国から(空路)の強制送還者数は、前年同期比 15% 増の 3, 345 人に上った。

2. 国内経済トピックス

(1) 電気料金優遇政策の改定

メアニー・エネルギー鉱山大臣は、3 月 1 日より、毎月の電力消費量に基づく電気料金優遇政策を、一部改定することを発表した。

グアテマラにおいては、2000 年から、毎月の消費電力が 0-300kwh の消費世帯に対し、電気料金の負担を軽減すべく優遇政策が適用されてきている。今回の見直しは、毎月の消費電力が 0-100kwh の消費世帯に対する優遇を手厚くすることで、貧困世帯における電気代の負担を軽減

する一方で、消費電力が 100-300kwh の消費世帯に対する優遇は一部撤廃することにより、支払い能力のある消費世帯にはそれ相応の負担を促すことを目的としている。

なお、エネルギー鉱山省によれば、現在、7.5 百万人に上るゲアテマラ人が、電気料金優遇政策の恩恵に与っているとされている。

＜具体的な改定内容＞

①毎月の消費電力が 50kwh 以下の世帯(約 936 千世帯)

基本価格を Q1.07/kwh から Q0.50/kwh に下げるにより、税金等込みで 53% の値下げを実現する。

②毎月の消費電力が 50-100kwh の世帯(約 476 千世帯)

基本価格を Q1.07/kwh から Q0.75/kwh に下げるにより、税金等込みで 30% の値下げを実現する。

※以上の 2 グループで、優遇政策の対象となっている世帯のおよそ 70% を占めるとされる。

③毎月の消費電力が 100-300kwh の世帯(約 603 千世帯)

これまでに変わらず、優遇された基本価格 (Q1.26/kwh) が適用されるが、補助金が一部削減されることから、若干の値上がり (Q23.07) となる。

(2) 通信インフラ住宅省の負債問題(2007 年度)・フエンテス大蔵大臣の報告 (2 月 13 日)

13 日、フエンテス新大蔵大臣による 2007 年度国家財政運営に関する調査報告の中で、通信インフラ住宅省 (MICIVI) による Q2,086 百万 (約 270 百万米ドル) に上る計上外支出等、前会計年度中の不適切な予算運用が指摘された。

MICIVI には、2007 年 3 月の補正予算案承認により、Q3,658.1 百万 (約 474 百万米ドル) の年度予算が割り振られたが、後に他省庁・その他機関間との予算の組み替え (移転) により、Q1,673.4 百万 (約 212 百万米ドル) が追加され、同省の 2007 年度予算の総額は、最終的に Q5,131.5 百万 (約 665 百万米ドル) に達していた (補正予算案から 48% 増大)。なお、行われた予算の組み替えは、大統領令に基づくものである。

しかし、フエンテス大蔵大臣の報告によれば、MICIVI には、上記の予算を正式に獲得する以前に見切り発車したインフラ案件が複数あること等により、大幅な計上外支出があり、その額は Q2,086 百万 (約 270 百万米ドル) に上るとされる。計上外支出は、そのおよそ 44% が道路管理課 (COVIAL)、25% は道路局、16% は民間航空局によるものとされており、うち、民間航空局に関しては、アウロラ空港の整備・拡張に運用されている。

計上外支出は、負債として 2008 年度に持ち越されているが、アウロラ空港の整備・拡張工事については、これまでの予算執行状況を明らかにする目的で、会計検査院による監査が行われる

ことが決定した。

(3) カナダ資本ノヴァ・スコシア銀行によるアンティグア銀行の買収（2月4日）

4日、カナダ資本ノヴァ・スコシア銀行は、チリの金融グループであるアルタス・クンブレス(Grepo Altas Cumbres: GAC)と協議し、GACの傘下にあるグアテマラのアンティグア銀行を買収することで合意したと公表した。ノヴァ・スコシア銀行は、同じくGAC傘下にあるドミニカ共和国のデ・アオロ・イ・クレジト(Banco de Ahorro y Credito)銀行の買収も決定すると同時に、ペルーのデル・トラバホ(Banco del Trabajo)銀行についても、買収を検討していると発表した。なお、買収額は公表されていない。

1997年開業のアンティグア銀行は、現在国内に47の支店と98の簡易支店を擁し、160,000人の顧客を獲得している。保有する金融資産は80.4百万米ドルと少なく、21ある国内銀行中16位の規模である(国内金融機関の保有する金融資産総額の0.5%)ことから、スコシア銀行の目的は、買収そのものよりも、グアテマラの金融市場進出の足がかりを得ることで、国家金融審議会(JM)を介した進出にかかる手続きを迅速化することにあるとされている(国内金融機関の買収を伴わない外資の新規参入には、およそ2年を要するとされる)。

なお、ノヴァ・スコシア銀行は、2005年5月にエルサルバドルのデ・コメルシオ銀行(Banco de Comercio)を、2006年6月にコスタリカのインテルфин銀行(Banco Interfin)を買収している。

(4) 金融監督庁長官の交替（2月19日）

2004年12月、ベルシェ前大統領の任命により就任し、2006年10月には、同前大統領により4年間の任期延長を認められていたサパタ金融監督庁長官が、19日、コロン大統領に辞任を申し出た。コロン大統領がこれを受け入れたため、サパタ金融監督庁長官は、任期満了まで2年余りを残しつつ、同職を辞任することになった。

サパタ金融監督庁長官は、在任中、デル・カフェ銀行(BANCAFE)や、デ・コメルシオ銀行の業務停止処分に関する金融監督庁の対応が非難の対象となった経緯もふまえつつ、結果的には、それらの事件が国内の金融システムの体制強化に繋がったとし、自らが果たした役割を強調した。

サパタ金融監督庁長官の後任には、国家金融審議会(JM)の推薦に基づき、コロン大統領が承認する形で、コロン大統領の経済分野における右腕とも言われているエドガル・バルキン氏が就任した。バルキン氏は、金融監督庁における20年の勤務経験を有し、既に長官を務めた経験もある(ポルティジョ政権時代)人物で、先の大統領選挙期間中においては、現与党国民希望党

(UNE)による政策概要の策定に際し、経済分野で助言を与えたとされている。

金融監督庁には、中銀に同じく、行政府からは独立した中立かつ専門的な判断を下すことが求められるが、同庁長官にバルキン氏が就任することにより、コロン政権にとって、財政政策と金融政策との整合性がよりはかりやすくなる利点がある一方、「財金分離」の観点から好ましくないとの見方もある。

(5) 模倣品・海賊版の氾濫

グアテマラの米国商業会議所(AmCham)の調査によると、グアテマラにおける模造品・海賊版の販売額は、都市部に限っても、推定で年間 12,800 百万(約 360 百万米ドル)相當にまで拡大している。1,000 余人を対象に行われたアンケート調査においては、9 割以上が、CD や DVD、衣料品、香水等の模造品・海賊版を過去に購入したことがあると答えた一方、8 割近くは、模造品・海賊版の販売・購入は違法であると認識していると答えるなど、模造品・海賊版の販売・購入が、違法と認識されつつも、国内で広く一般化している現状が明らかになった。

なお、近年は、医薬品や食料品の模造品・海賊版も増えており、生命や健康に問題を生じさせる可能性も指摘されている。

同調査を行った AmCham は、模造品・海賊版の販売・購入は、米国との自由貿易協定(DR-CAFTA)により保護が約束されている知的財産権を侵害し、海外資本による直接投資のインセンティブを低下させるとして、改めて、司法当局や検察庁(MP)、国家文民警察(PNC)の連携による取り締まりの強化を訴えた。

模倣品・海賊版の販売・購入は、グアテマラにとって 1340 百万(約 44 百万米ドル)の税収(消費税)喪失となっているほか、組織犯罪の資金源となっている可能性も指摘されているが、収入と雇用の機会を求める若年層を吸収している側面もあり、今後、包括的な対策が求められる。

(6) アグロメルカンティル銀行に対するネガティブ・キャンペーン

1 月中旬より、アグロメルカンティル銀行(保有する金融資産では国内第 4 位)の破綻と、国家金融審議会(JM)の介入を予告する噂が、電子メールや携帯電話へのメッセージ等により国内に広まった問題で、7 日、アグロメルカンティル銀行代表は、フロリド検察庁長官、デ・ボニージャ中銀総裁、スアレス中銀副総裁等と共に、風評を否定し、ネガティブ・キャンペーンを非難する記者会見を開いた。

会見中、アグロメルカンティル銀行代表は、同行の経営状態が極めて良好である旨説明するとともに、このようなネガティブ・キャンペーンは、健全な金融機関にとって想定外の驚異であり、金融テロリズムと称するべきであると述べた。デ・ボニージャ中銀総裁も、アグロメルカンティル銀行

の経営状態を保証するとともに、同行に対する風評被害が国内経済に与える影響を憂慮し、徹底した捜査が必要である旨訴えた。

一方、フロリド検察庁長官は、今回のネガティブ・キャンペーンはそれなりの準備段階を経て、資金や情報発信の手段、組織力等も確保した上で行われていることから、国内経済を不安定化させる目的で、組織犯罪が関与している疑いがあると述べた。フロリド検察庁長官によれば、グアテマラにおいては、2006 年、G&T 銀行が、組織犯罪の関与があると見られる同様の風評被害を受けた前例がある。

アグロメルカンティル銀行は、2000 年、デル・アグロ銀行とアグリコラ・メルカンティル・デ・グアテマラ銀行が合併により設立されたが、2007 年 1 月にはコルポラティボ銀行を買収しており、同年 12 月 31 日時点で、国内に 168 支店を有し、2,270 人を雇用する国内第 4 位の金融機関となっている。また、金融監督庁(SIB)によれば、2007 年 12 月 31 日時点で、アグロメルカンティル銀行の保有資産は Q8,847 百万(約 1,146 百万米ドル)で国内第 4 位の規模であり、2007 年度の純利益も Q138 百万(約 18 百万米ドル)で国内第 4 位となっている。

3. 対外経済トピックス

(1) グアテマラ・パナマ自由貿易協定:交渉の終了と署名 (2 月 13 日、26 日)

2 月 13 日、ガルシア経済大臣は、パナシティにおいてフェレール・パナマ商工大臣と二国間自由貿易協定交渉の第 9 回協議に臨み、最終合意を締結するに至った。続く 26 日には、パナマを訪問中のコロン大統領とトリホス大統領により、グアテマラ・パナマ自由貿易協定が署名され、今後、両国の国会で審議を経て、批准される見込みとなった。

グアテマラ中銀によれば、グアテマラの対パナマ輸出は 2005 年 80 百万ドル、2006 年 98 百万ドル、2007 年 120 百万ドルである。各年の対パナマ輸出の 90% 以上は、工業製品からなっており、その内訳としては、医薬品、化粧品類、洗剤・石鹼、また食料加工品の割合が高い。

一方、パナマからの輸入については、パナマが原産である輸入品に対し、パナマ経由で販売される輸入品の割合が高い(3-4 倍)ことが特徴的であるが、合計すると、2005 年 461 百万ドル、2006 年 401 百万ドル、2007 年 400 百万ドルとなっている。各年のパナマからの輸入の 80-90% は工業製品からなっており、その内訳としては、医薬品、電気機械、衣料品の占める割合が高い。

今回の協議終了と共に、両国間で取引の多い主な工業製品(医薬品、プラスティック製品等)について即時関税を撤廃することが決定した他、その他センシティブな品目についても、段階的関

税撤廃プロセスや関税割当の導入にかかる合意が形成された。

パナマは、2001 年に対中米自由貿易協定交渉の大筋合意に署名した後、各国との 2 国間交渉に入っており、2003 年にはエルサルバドルとの間で自由貿易協定を発効させたほか、コスタリカ、ホンジュラス、ニカラグアとの間の 2 国間協定交渉についても署名済みで、批准に向けて各国の国会で審議されている。

(2) EUとの連帯協定第 2 回目交渉 (2 月 25—29 日)

2 月 25—29 日にかけて、中米・EU連帯協定第 2 回交渉がベルギーのブリュッセルにて開催された。第 2 回交渉においては、関税撤廃スケジュールにかかる基本的な枠組に関する合意が形成された他、EU側により、中米との連帯協定交渉の最終期限が 2009 年に設定され、中米側のより一層の取り組み強化と交渉の促進が促された。

関税撤廃スケジュールには、撤廃に至るまでの期間に応じ、A—Eまでの 5 つのカテゴリが設けられた(カテゴリ A: 即時関税撤廃、カテゴリ B: 3 年後までに関税撤廃、カテゴリ C: 5 年後までに関税撤廃、カテゴリ D: 7 年後までに関税撤廃、カテゴリ E: 10 年後までに関税撤廃)。また、特にセンシティブな品目については、カテゴリ F を設け、関税撤廃スケジュール外に置くことが許されることとなった。今後、中米・EUの双方は、およそ 6,500 品目をそれぞれのカテゴリに振り分け、3 月 17 日までにリストに起こして交換し、4 月 14 日からエルサルバドルにおいて開催予定となっている第 3 回目交渉に備えることとなる。

(3) 世界経済フォーラム(ダボス会議): 競争力レポート

世界経済フォーラムが毎年作成する、世界競争力レポート 2007—2008 年度版 (The Global Competitiveness Report 2007—2008) によれば、グアテマラは、前回の 91 位から順位を上げ、131 力国中 87 位の競争力を有すると評価された。なお、近隣諸国からは、メキシコが 52 位、パナマが 59 位、コスタリカが 63 位、エルサルバドルが 67 位、ホンジュラスが 83 位と、グアテマラより上位にランクインした一方で、ニカラグアは 111 位に留まった。

世界競争力レポートにおいては、各国の競争力が I: 基礎的要件、II: 効率性、III: 刷新性の 3 基軸により評価される。グアテマラの場合、政府の公的債務高が対 GDP 比で低いことが高い評価を受けた(131 力国中 21 位)一方、組織犯罪(131 力国中 128 位)、犯罪や暴力により生じるビジネスコスト(131 力国中 128 位)、警察の信頼度(131 力国中 127 位)等における評価が低く、治安の悪化が経済に与える影響が改めて憂慮される結果となった。